

区連会資料 3 - 3

区連会 1 月定例会説明資料
令和 3 年 1 月 18 日
旭区福祉保健課

第 4 期旭区地域福祉保健計画（きらっとあさひプラン）地区別計画原稿提出期限の 延期について（情報提供）

時下 ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃より旭区の地域福祉保健活動にご理解ご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、第 4 期旭区地域福祉保健計画（きらっとあさひプラン）地区別計画の策定に向けましては、各地区別計画策定・推進組織の皆様を中心に各地区での話し合いや意見収取等を進めていただいております。

今般、新型コロナウイルス感染症の感染再拡大による緊急事態宣言の発出を受けまして、地区別計画最終原稿の提出期限を次のとおり延期することと致しましたので、情報提供させていただきます。なお、各地区別計画策定・推進組織へは添付のとおり、ご連絡させていただいております。

【延期する期限】

- ・第 4 期地区別計画最終原稿（地区での周知・意見反映後）の提出期限

（現行）令和 3 年 3 月 22 日

（変更）令和 3 年 6 月 30 日以降

※新型コロナウイルス感染症の状況を鑑み、改めて日程を確定し、ご連絡いたします。

【延期とする背景】

ここまで計画策定にあたっては、各地区で策定組織による検討だけでなく、関係団体から意見を収集し反映させるなど、地域住民の話し合いのもと作り上げていくプロセスを大切に計画策定を進めていただいております。そのため、策定最終段階におきましても、地域での周知・意見反映など、丁寧に進めていただくことが重要と考え、判断いたしました。

【問合せ先】

- ・旭区役所福祉保健課（担当：武島、河西、加賀谷）
電話 954-6143 / FAX 953-7713
- ・旭区社会福祉協議会（担当：松橋、山田）
電話 392-1123 / FAX 392-0222

参照

旭福第 2694 号
旭区社協第 449 号
令和 3 年 1 月 8 日

地区別計画策定・推進組織代表者 各位

旭区福祉保健課長 小河内 協子
旭区社会福祉協議会事務局長 若尾 恵子

第 4 期旭区地域福祉保健計画（きらっとあさひプラン）地区別計画原稿提出期限の 延期について（連絡）

時下 ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃より旭区の地域福祉保健活動にご理解ご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、令和 2 年 9 月 14・17 日に開催しました第 4 期旭区地域福祉保健計画（きらっとあさひプラン）地区別計画策定説明会以降、第 4 期地区別計画の策定に向け、各地区での話し合いを進めていただいているところです。

今般、新型コロナウイルス感染症の感染再拡大による緊急事態宣言の発出を受け、ご依頼しております地区別計画最終原稿の提出期限を次のとおり延期させていただきます。

【延期する期限】

- ・第 4 期地区別計画最終原稿（地区での周知・意見反映後）の提出期限

（現行）令和 3 年 3 月 22 日

（変更）令和 3 年 6 月 30 日以降

※新型コロナウイルス感染症の状況を鑑み、改めて日程を確定し、ご連絡いたします。

【延期とする背景】

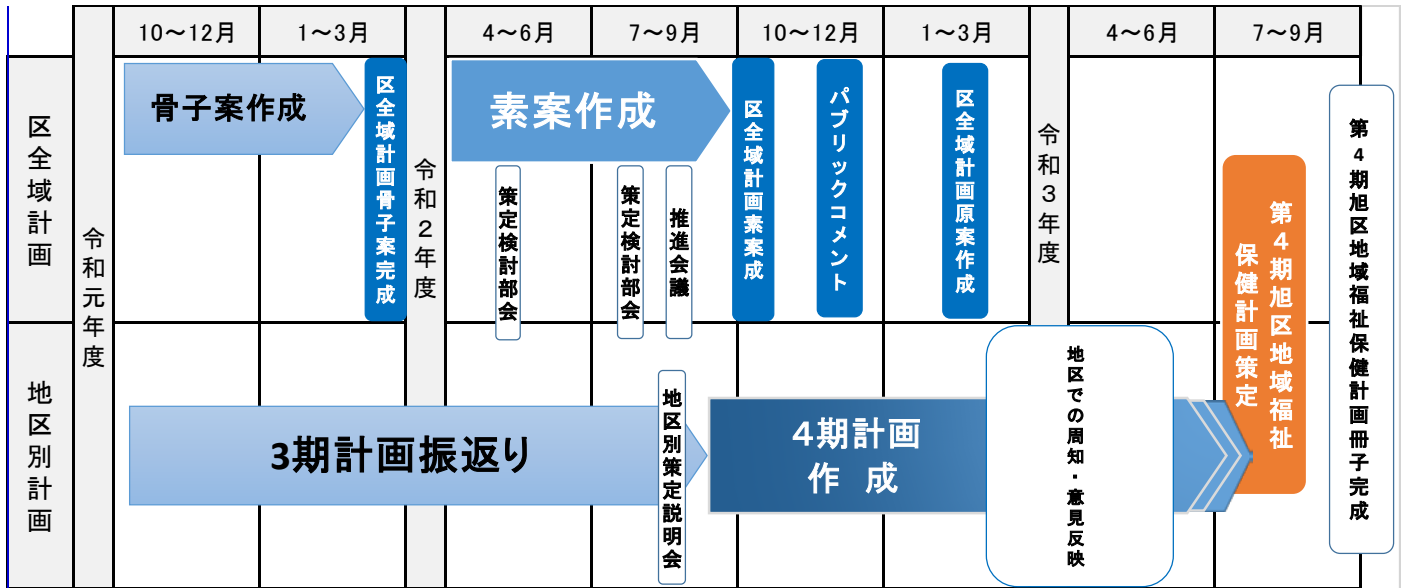
ここまで計画策定にあたっては、各地区で策定組織による検討だけでなく、関係団体から意見を収集し反映させるなど、地域住民の話し合いのもと作り上げていくプロセスを大切に計画策定を進めていただいております。そのため、策定最終段階におきましても、地域での周知・意見反映など、丁寧に進めていただくことが重要と考え、判断いたしました。

【問合せ先】

- ・旭区役所福祉保健課（担当：武島、河西、加賀谷）
電話 954-6143 / FAX 953-7713
- ・旭区社会福祉協議会（担当：松橋、山田）
電話 392-1123 / FAX 392-0222

第4期きらっとあさひプラン 今後の策定スケジュール

R3.1.8現在



※新型コロナウイルス感染拡大状況によっては、今後もスケジュールを見直す可能性があります。

【地区別計画策定に関する日程】

年	月	会議名等	内容
令和2年度	9月 14, 17日	地区別計画策定説明会 ※3回に分けて実施	地区別計画推進組織へ区(全域)計画素案と地区別計画策定について説明
	9月 ~12月		各地区にて第4期地区別計画策定についての話し合い(策定ワーク)
	12月28日	第4期策定ワークシート 事務局提出(支援チーム経由)	
	1月~3月		第4期地区別計画策定について各地区での周知・意見反映 第4期地区別計画の原稿作成
	3月22日	第4期地区別計画確定原稿 事務局提出 (支援チーム経由)	令和3年6月30日 以降に延期
	3月末	第4期計画策定(区全域計画と地区別計画)	

※計画冊子の発行は令和3年度になります。